

## 議案第99号

### 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第40条から第42条の2まで」を「第40条第1項及び第2項、第41条、第42条第1項並びに第42条の2」に、「第39条第1項」を「第39条第1項並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第40条第3項及び第42条第2項」に改め、同条第3号中「から第108条まで」を「（第1項第3号及び第7項を除く。）、第107条及び第108条（第4項を除く。）」に、「から第38条まで」を「、第38条」に、「第104条まで及び第104条の2第1項」を「第104条の2まで及び第104条の3第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項」に改める。

第4条第3号中「から第38条まで」を「、第38条」に、「第104条まで及び第104条の2第1項」を「第104条の2まで及び第104条の3第1項」に改める。

第5条第3号中「第104条の2第2項各号」を「第104条の3第2項各号」に改める。

第7条第1号中「から第27条」を「、第5条（第2項及び第6項を除く。）、第6条、第7条第1項、第8条から第27条」に、「第39条第1項」を「第39条第1項並びに平成27年改正省令附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第5条第2項及

び第5項並びに第7条第2項」に改め、同条第6号中「から第104条」を「、第93条（第1項第3号及び第8項を除く。）、第94条、第95条（第5項を除く。）、第96条から第104条の2」に、「第104条の2第1項」を「第104条の3第1項」に、「第38条まで」を「第36条の2まで、第38条」に、「第52条第1項」を「第52条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号及び第8項並びに第95条第4項」に改め、同条第13号中「第191条の2」を「第179条まで、第181条から第191条の2」に改め、同条第14号中「第179条」を「第179条、第181条」に改める。

第8条第6号中「第104条まで及び第104条の2第1項」を「第104条の2まで及び第104条の3第1項」に、「及び第32条から第38条まで」を「、第32条から第36条の2まで及び第38条」に改め、同条第13号中「第178条」を「第178条、第179条、第181条」に改め、同条第14号中「第179条」を「第179条、第181条」に改める。

第9条第6号中「第104条の2第2項各号」を「第104条の3第2項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等

を定める条例（抄）

（基準該当居宅サービスに関する基準）

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第40条から  
**第1項及び第2項、**

**第42条の2まで並びに指定居宅サービス等基準第43条において**  
**第41条、第42条第1項並びに**

準用する指定居宅サービス等基準第4条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第28条第1項及び第3項、第29条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで並びに第39条第1項並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第40条第3項及び第42条第2項

- (2) 省 略

- (3) 基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第106条から  
**（第1項第3号及び第7項を除く。）、**

**第108条まで** 並びに指定居宅サービス等基準第109条において準用  
**第107条及び** **（第4項を除く。）**

する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から、  
第38条まで、第52条第1項、第92条、第96条（第1項を除く。）、第97条から**第104条** ま  
**第104条の2**

で及び第104条の2第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその  
第104条の3

効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス  
等基準第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項

(4)-(5) 省 略

(基準該当居宅サービスに係る管理者の責務)

第4条 基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「基準該当居宅サービス事業者」とい  
う。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準  
該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業  
所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1)-(2) 省 略

(3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス  
等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条  
から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第96条

（第1項を除く。）、第97条から第104条 まで及び第104条の2第1項  
第104条の2 第104条の3

(4)-(5) 省 略

(基準該当居宅サービスに係る記録の整備)

第5条 基準該当居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、  
当該各号に定める利用者に対する基準該当居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該  
サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)-(2) 省 略

(3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第104条の2第2項各号に掲げる記録  
第104条の3

(4)-(5) 省 略

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第74条第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定居宅  
サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指  
定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に  
応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同

じ。) 指定居宅サービス等基準第4条、第5条(第2項及び第6項を除く。)、第6条、第7条第1項、第8条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項並びに平成27年改正省令附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第5条第2項及び第5項並びに第7条第2項

(2)-(5) 省 略

(6) 指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)(指定療養通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。))を除く。) 指定居宅サービス等基準第92条から第104条、第93条(第1項第3号

まで及び及び第8項を除く。)、第94条、第95条(第5項を除く。)、第96条から第104条の2

第104条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第104条の3

第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第36条の2まで、第38条まで及び第52条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号及び第8項並びに第95条第4項

(7)-(12) 省 略

(13) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))を除く。) 指定居宅サービス等基準第174条から第179条まで、第181条から第191条の2まで及び第191条の3第1項並びに附則第13条並びに指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から第38条まで、第51条、第52条第1項、第103条、第104条及び第132条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第33号。以下「平成18年改正省令」という。)附則第2条

(14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の2から第192条の10まで及び第192条の11第1項並びに附則第13条並びに指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、

第32条から第38条まで、第51条、第52条第1項、第103条、第104条、第179条、**第181条**から第184条まで、第187条、第188条及び第190条から第191条の2まで並びに平成18年改正省令附則第2条及び第5条

(15)－(16) 省 略

(指定居宅サービスに係る管理者の責務)

第8条 指定居宅サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1)－(5) 省 略

(6) 指定通所介護（指定療養通所介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第96条から第104条  
**第104条**

まで及び**第104条の2**第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指  
**第104条の3**

定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条及び第32条

から**第36条の2**まで及び**第38条**まで

(7)－(12) 省 略

(13) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第178条、**第179条**、**第181条**から第191条の2まで及び第191条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から第38条まで、第51条、第103条、第104条及び第132条

(14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の7から第192条の10まで及び第192条の11第1項並びに指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から第38条まで、第51条、第103条、第104条、第179条、**第181条**から第184条まで、第187条、第188条及び第190条から第191条の2まで

(15)－(16) 省 略

(指定居宅サービスに係る記録の整備)

第9条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提

供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 省 略

(6) 指定通所介護（指定療養通所介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第104条の2第2項  
第104条の3

各号に掲げる記録

(7)～(16) 省 略